

令和7年度宮崎市地元企業とつながるUターン就職促進事業業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、令和7年度宮崎市地元企業とつながるUターン就職促進事業業務に係り、委託候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めるものである。

1. 業務の概要

- (1) 名称 令和7年度宮崎市地元企業とつながるUターン就職促進事業業務
- (2) 場所 宮崎市
- (3) 内容 別紙「令和7年度宮崎市地元企業とつながるUターン就職促進事業業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 提案限度額 ￥2,574,000（消費税及び地方消費税を含む）

2. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

3. 公募型プロポーザル方式とする理由

本業務の実績を有する事業者が複数社おり、広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

4. スケジュール

- (1) 公募開始日 令和7年4月16日（水）
- (2) 質問の締切日 令和7年4月23日（水）
- (3) 質問に対する回答日 令和7年4月25日（金）
- (4) 参加申込書受付締切日 令和7年5月7日（水）
- (5) 参加資格確認結果通知日 令和7年5月15日（木）
- (6) 提案書等の提出締切日 令和7年5月27日（火）
- (7) 審査結果通知 令和7年6月18日（水）
- (8) 契約締結 令和7年6月下旬

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり

5. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 応募時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの、もしくは暴力団または暴力団員統制下にある者でないこと。
- (4) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、宮崎市から指名停止の処分を受けていないこと。
- (5) 宮崎市税に滞納がないこと。

6. 参加申込の手続き

(1) 事務局（問合せ先）

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東1丁目7-4 第一宮銀ビル8階

宮崎市 観光商工部 企業立地推進課 雇用対策係

電話 0985-21-1793

FAX 0985-28-6572

E-Mail 17kigyo@city.miyazaki.miyazaki.jp

(2) 提出書類

- ①参加申込書兼誓約書（別紙様式1）
- ②応募者の概要、事業内容、実績、業務の実施体制がわかる書類（任意様式）
- ③納税確認同意書（別紙様式2）
- ④会社の商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し（発行日から3ヶ月以内、写し可）
- ⑤宮崎市競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、暴力団排除に関する同意書（別紙様式3）を提出すること。

(3) 提出方法

持参の場合は（1）事務局あて提出すること。

郵送の場合は【〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西1丁目1-1 宮崎市 観光商工部 企業立地推進課 雇用対策係】あて提出すること。

(4) 提出期限

令和7年5月7日（水）17時15分 必着

(5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和7年5月15日（木）までに通知する。

7. 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法

メール又はFAXにより、質問書（別紙様式4）を6（1）の事務局あてに送付すること。（必ず事務局への着信確認を行ってください。）

②受付期間

令和7年4月16日（水）から令和7年4月23日（水）17時15分必着

(2) 回答

①回答方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。

②回答日 令和7年4月25日（金）まで

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式）（A4サイズ横で20ページ以内）

②見積書（任意様式）

※原則全ての書類をA4サイズ規格での作成とする。ただし、やむを得ない場合はA3サイズでの作成も可とする。

※各データはPDF形式で提出すること。

(2) 提出データの種類

各2種類

・正本

・副本：会社名や会社を特定される部分（ロゴマークや固有の商品・サービス名等）を削除したもの

(3) 提出方法

事務局が指定するファイル共有サービスのフォルダに期間内にアップロードする。

提出期限後のデータ差替えは認めない。

(4) 提出期限

令和7年5月27日（火）17時15分必着

(5) 企画提案書の作成方法

別紙企画提案仕様書のとおり。なお、真に必要な場合を除き、提案書等には、個人情報や

それを類推されるような情報は記載しないこと。

9. 評価方法

(1) 受託候補者の選定方法

- ①令和7年度宮崎市地元企業とつながるUターン就職促進事業業務プロポーザル方式選定委員会設置要領第3条に規定する委員長及び委員が、提案内容の審査を行い、別紙「令和7年度宮崎市地元企業とつながるUターン就職促進事業業務 受託候補者選定評価基準」に基づき採点を行う。なお、審査過程については非公開とし、審査結果及び審査内容についての質問・異議申立ては一切受け付けない。
- ②①の評価基準点の合計点数に基づき、委員長及び委員ごとの上位提案者を選出する。委員長及び委員の過半数が、①の評価基準の合計点数が評価基準点数総計の60%未満の者は、受託候補者として選定しないため、順位点は付さない。（提案者が1者のみの場合は③は実施せずに選定する。）
- ③上位提案者に対して、順位点（1位5点、2位3点、3位1点）をそれぞれ付す。評価基準点同点の場合、順位点を按分するものとする。順位点の合計点数が最も高い者を受託候補者として選定するとともに、第2位得点者を次点の受託候補者として選定する。順位点の合計点数が最も高い提案事業者が複数いた場合には、委員長及び委員の多数決により受託候補者として選定する。多数決の結果、委員長及び委員が選定すべしと意思表示した数が2者で同一となった場合は、委員長が意思表示をした者を受託候補者として選定する。
- ④審査の過程で、委員長及び委員から企画提案者に対して提案内容に関する質問が出された場合には、令和7年6月5日（木）を目途に企画提案者あて送信し、期限（3日間程度）を設けて回答を求める。

(2) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合。
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③見積金額が、提案限度額を超えている場合。
- ④審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合。

10. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数

- ・参加業者の名称（50音順）
 - ・各候補者の点数
- （受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。）

11. 契約に関する事項

（1）契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

（2）その他

- ①契約代金の支払いは、業務完了後とする。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

12. その他

（1）提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市からの指示があった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。

（2）その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべての参加業者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。
- ③企画提案書等の提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの審査及び議会報告で必要と判断した場合は、企画提案書等の提出書類の使用及び複製の作成を無償でできるものとする。
- ④応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ⑤応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- ⑥応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- ⑦応募者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行

することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、または公募の執行を延期し、または取りやめることができる。

⑧企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

附 則

この要領は、令和7年4月16日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。